

事務連絡
令和4年8月17日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の
事業年度と賃上げ実施月が異なる場合の取り扱い及び
天災地変等による減点措置の特例の取扱いについて（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、令和4年4月以降に契約を締結する総合評価落札方式による全ての調達について、新たに賃上げに関する評価項目を設け、賃上げ実施企業に対して評価点または技術点の加点を行うこととなっています。

今回の通知文は、6月23日に事務連絡にて通知した財務省より各省庁に対し通知された事務連絡を受け、国土交通省本省より各地方整備局に対し通知されたものとなります。

具体的には、「賃上げ期間の整理」について、これまで賃上げ実施期間を「暦年」または「事業年度（及びその前倒し）」を前提としていたところ、「例年の賃上げ実施月からの1年間」を新たに評価できるものとするを例示し、「天災地変等による減点措置の特例」について、やむを得ない理由により賃上げが実施できなかった場合に、減点措置を課さない特例について（1）特定非常災害、（2）リーマンショック級の経済危機、（3）その他受注者の責によらない理由がそれぞれ例示した内容を説明した内容となっています。

取り急ぎ、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますようお願い申し上げます。

以上

（添付資料）

別添1 国土交通省本省から各地方整備局への通知文
（事業年度と賃上げ実施月が異なる場合の取扱い）

別添2 国土交通省本省から各地方整備局への通知文
（天災地変等による減点措置の特例）

参考1 財務省通知文（賃上げ期間の整理）

参考2 財務省通知文（天災地変等による減点措置の特例）

【国土交通省ホームページ掲載箇所】

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

【財務省ホームページ掲載箇所】

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/index.html

【担当】事業部 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
令和4年8月8日

別記1のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について」（令和4年2月8日付け大臣官房会計課長等事務連絡。以下「令和4年2月8日付け事務連絡」という。）の別紙1において、「令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げが実施された場合は、その賃上げが実施されたときから1年間の賃上げ実績を評価する。」ことを例示したところです。

今般、事業年度開始月より後の賃上げについては、令和4年度からの賃上げを推進する本制度の趣旨に鑑み、別添のとおり「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業について、事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて」（令和4年6月20日付け財務省法規課長事務連絡）が発出されました。当該事務連絡を受け、次のいずれにも該当する場合にのみ、事業年度開始月よりも後の賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができるものとします。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。
※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていることとする。
- ② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。）
※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とすることとし、確認書類等は、令和4年2月8日付け事務連絡による税理士等が認めた確認書類等によることとする。

本取扱いについては、賃上げを表明した契約済みの受注者に確実に周知下さい。また、今後予定している公告については以下の記載例を参考に入札説明書等に記載事項を追加願います。

（別紙2への追加例）

（2. 同等の賃上げ実績と認めることができる場合の考え方の（○入札説明書等
等）に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、
適切に控除や保管が行われたもので評価する）の項目に以下を追加する。）

・事業年度開始月より後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、
事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価すること
ができる。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。
※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。
- ② 例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。）
※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とするため、確認書類の提出期限は、当該評価期間の終了月の翌々月末までとなる。

(別記1)

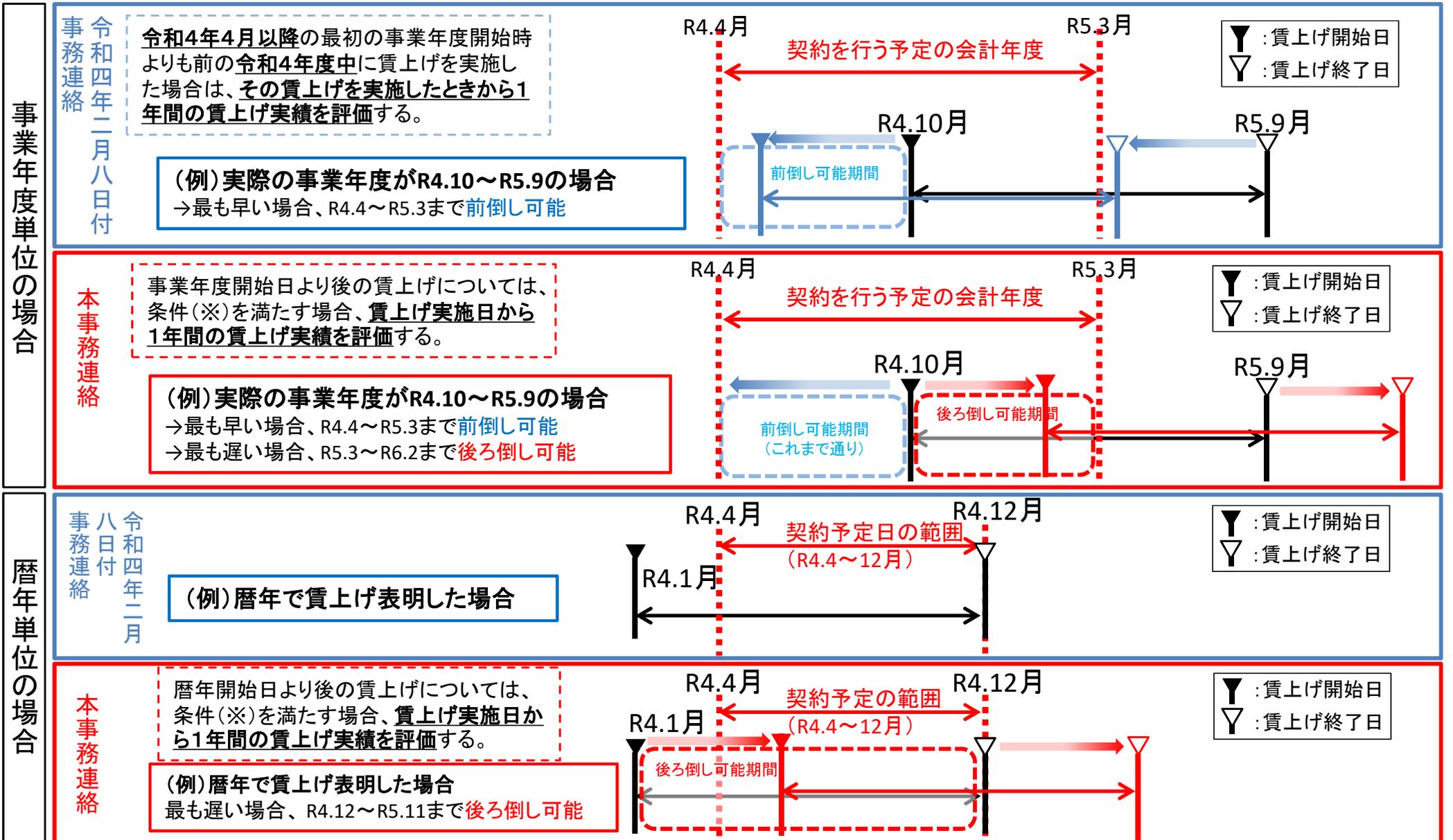
大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局開発監理部長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局次長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿

賃上げ実績確認期間の後ろ倒しについて

【参考資料】

○以下の2つの条件を共に満たす場合、賃上げ実績確認期間を後ろ倒すことが可能。

- ①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
(暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていること)
- ②当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)



事務連絡
令和4年8月8日

別記1のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて

標記について、賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合には、減点措置を課すこととしているところですが、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者の取扱いについて、減点措置を要しないこととし、できるだけ多くの事業者が賃上げ表明を行うことが可能となるよう、その典型的な事例が「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて」（令和4年6月20日付け財務省法規課長事務連絡）において予め次の通り例示されました。

なお、以下の（1）及び（2）に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、財務省の通知に基づき、改めて周知いたしますので、ご承知おきください。

- （1） 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる

事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

(2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

(3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

- ① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

※(1) から (3) は例示であり、これ以外の事象等については、今後必要に応じて別途通知する。

本取扱いについては、賃上げを表明した契約済みの受注者に確実に周知下さい。また、今後予定している公告については以下の記載例を参考に入札説明書等に記載事項を追加願います。

(入札説明書等への記載例)

以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

(1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

(2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

(3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※ 「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

※ 個別具体の天災事変等が (1) 及び (2) に相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。

※ (1) から (3) は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する可能性がある。

(別記1)

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局開発監理部長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局次長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿

令和4年6月20日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業について、事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて

標記のことについて、今後は下記の通り取扱うこととするので、ご了知の上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」（令和4年2月8日財計第452号。以下「第452号通知」という。）の別紙において、「令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。」ことを例示したところである。

一方、事業年度開始月より後の賃上げについては、令和4年度からの賃上げを推進する本制度の趣旨に鑑み、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができるものとするので、ご留意願いたい。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていることとする。
- ② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）
※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とすることとし、確認書類等は、第452号通知による税理士等が認めた確認書類等によることとする。

令和4年6月20日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて

標記のことについて、今後は下記の通り取扱うこととするので、ご了知の上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合には、減点措置を課すこととしているところであるが、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者の取扱いについて、減点措置を要しないこととし、できるだけ多くの事業者が賃上げ表明を行うことが可能となるよう、その典型的な事例を予め次の通り例示することとしたので周知する。

なお、以下の（１）及び（２）に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、改めて財務省から通知を行うこととするので、ご承知おき願いたい。

- （１） 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- （２） 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

(3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名した理由書の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。

① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

※(1) から (3) は例示であり、これ以外の事象等については、今後必要に応じて別途通知する。